

島根県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は 重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図る ための見舞金を給付します。

対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を 害する罪に当たる行為(過失犯は除きます。)

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。

給付が受けられる要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、島根県内に住所を有する犯罪被害者又はご遺族であること。

給付がされない場合

- ●犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に婚姻関係や3親等内の親族関係がある場合(ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。)
- ●犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。
- ●犯罪被害者又は申請者が暴力団員のほか、暴力団員等と密接な関係を有しているとき。
- ●見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

等

給付の申請方法・申請期限

(申請先)下記の申請窓口あてに郵送又は直接ご持参ください。

(申請期限)対象となる犯罪被害を知った日から2年以内

(ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。)

(申請窓口) 島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 TEL 0852-22-6216

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bohan/anzenansin/machi_dukuri/mimaikin.html

見舞金の種類・給付額、給付対象者

○遺族見舞金 30万円

<給付対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に島根県内に住所を有する第1順位遺族※1

- ※1 第1順位遺族…以下の①~⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族
 - 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
 - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、 ⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
 - 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 (注)○内数字は、支給を受けられる遺族の順位

○重傷病見舞金 10万円

<給付対象者>

犯罪行為によって、重傷病 (療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要すると医師に 診断された)を負った犯罪被害者ご本人

○精神療養見舞金 5万円

<給付対象者>

犯罪行為によって、精神疾患(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された)を負った犯罪被害者ご本人

申請に必要な書類

- ●「島根県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書」
- ●「島根県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書」
- ●「島根県犯罪被害者等見舞金(重傷病・精神療養見舞金)給付申請書」
- 添付書類(住民票、診断書又は死体検案書等)
 - ※上記申請用紙及び申請時に必要な添付書類等について、詳しくは島根県ホームページをご確認く ださい。

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- ●給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を 受けたと認めたときは、給付決定が取り消されます。
- ●給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。